



2022年5月23日

各 位

会 社 名 サワイグループホールディングス株式会社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 末 吉 一 彦
(コード番号:4887 東証プライム)
問 合 せ 先 コーポレートコミュニケーション部長 高良 恭志
(TEL:06-6105-5823)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、定款の一部変更について 2022年6月24日開催の第1回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることから、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

(1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

(2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

定款の変更内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月24日

定款変更の効力発生日 2022年6月24日(予定)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 3 章 株主総会 第15条(株主総会参考書類等のインターネット 開示とみなし提供) 当社は、株主総会の招集に際し、株 主総会参考書類、事業報告、計算書 類及び連結計算書類に記載又は表示 をすべき事項に係る情報を、法務省令 に定めるところに従いインターネットを 利用する方法で開示することにより、株 主に対して提供したものとみなすこと ができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第 3 章 株主総会 (削除)</p> <p>第15条(電子提供措置等) 当社は、株主総会の招集に際し、株 主総会参考書類等の内容である情報 について、電子提供措置をとるもの とする。</p>
	<p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項の うち法務省令で定めるものの全部又は 一部について、議決権の基準日までに 書面交付請求した株主に対して交付 する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>第1条(最初の事業年度)</u> <u>当会社の最初の事業年度は、第36条の規定にかかわらず当会社設立の日から2022年3月31日までとする。</u></p> <p><u>第2条(報酬)</u> <u>第26条の規定にかかわらず、取締役の報酬等の額は、年額金670百万円以内(ただし、この取締役の報酬等の額には使用人兼取締役の使用人部分の給与は含まれない。)とする。</u> 2. <u>第34条の規定にかかわらず、監査役の報酬等の額は、年額金50百万円以内とする。</u></p> <p><u>第3条(附則の削除)</u> <u>本附則は、当会社の最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">附則 (削除)</p> <p><u>第1条(電子提供措置等に関する効力発生日)</u> <u>定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p>
	<p><u>第2条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する経過措置)</u> <u>前条の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p>
	<p><u>第3条(附則の削除)</u> <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前条の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上